



商工のみ

vol.82

2020.1.Jan

能美市商工会

能美市寺井町347番地

TEL(0761)58-4230 FAX57-3510

URL <http://nomi.shoko.or.jp/>

令和二年

迎春



年頭にあたって

商工会長 本 裕 一

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、つつがなぐ新しい年をご家族お揃いでお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃は、商工会事業の推進に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、わが国の経済は、消費税率の引き上げによる消費マインドの低下、少子高齢化に伴う人手不足や後継者不足、消費人口の都市部への一極集中など、地方の中小・小規模事業者は依然として経済の好循環を実感できない厳しい状況に置かれております。加えて、全国各地で頻発する豪雨や台風などの自然災害は、地域で懸命に事業を続ける事業者だけでなく、地域住民の生活や雇用環境にも深刻な被害を残しており、中期的な支援が必要となっております。

こうした状況下において、地域に根ざした商工会が果たすべき役割や期待はこれまでにも増して大きく、かつ変化してきています。経営発達支援計画に基づき個々の事業者の売上増など定量的な成果が求められる伴走型支援、行政とともに予期せぬ災害に備えた事業継続力強化支援計画の策定、事業者の防災・減災計画作成の支援など、従来の商工会の支援の枠組みとは異なる支援や対策を講じるとともに、その着実な実行が求められております。

また、地方の中小企業・小規模事業者が直面している後継者不足問題に関して、現状のままでは廃業の急増により、雇用が失われるなど、経済の持続的成長が妨げられ、さらに、商工会にとっても会員減少は

組織力の弱体化につながることから、税制面・金融面はもとより、税務・法務・金融など事業承継時の課題を総合的に解決できる相談窓口の設置や支援人材の育成、承継希望者と創業者とのマッチングなど、あらゆる支援策を総動員させ、事業承継を円滑に推進する万全の体制を構築できるよう、取り組んで参ります。

商工会は、多種多様な会員ニーズに的確に応じるための人材育成・組織マネジメント強化、多業種・他業界との連携を図り新たなビジネスチャンスの創出に取り組むこととなり、加えて、職員の人材育成による支援力の強化、さらには、会員サービスの充実に努め、スローガンに掲げたとおり「商工会は行きます」聞きます」提案します」を実践いたします。

また、会長就任三年目となります令和二年度は、会員皆様より多くのご意見をお聞きして、役職員が一丸となって「入っていきよかったです」商工会」として、あり続けるよう努めて参ります。

まだまだ、厳しい経営環境ではありますが、様々な中小・零細企業支援策を活用しながら地域の総合的な改善発達を図る経済団体として、地域経済の推進に、その役割を担うべく努力して参ります。

今後、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、会員の皆様にとりまして、今年が明るい年になりますよう心からご祈念申し上げます。新春のごあいさつといたします。



新年のご挨拶

能美市長 井出敏朗

輝かしい令和2年の新春を迎えるにあたり、会員様をはじめご家族様の皆様がお揃いで年明けをお祝いできますことを心よりお慶び申し上げます。

商工会員の皆様には、日頃より能美市全般にわたり、温かいご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。昨年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、能美市出身のアスリートが活躍した一年でありました。世界陸上競技選手権大会では、鈴木雄介選手が男子50キロ競歩で金メダルに、アジア射撃選手権大会では、女子ライフル3姿勢に出場した平田しおり選手が銅メダルに輝き、両選手ともに五輪代表に内定いたしました。

能美市の陸の玄関口である北陸自動車道能美根上スマートICは、平成30年3月の開通後、多くの方々にご利用いただいております。来年1月にはIC付近に本市でのビジネス客の宿泊需要にも対応するホテルの開業が予定されています。このほか、社会基盤整備の効果等により、市内への企業誘致、進出企業の増設も表明いただいております。

その一方、企業からの人手不足の声もお聞きしていることから、能美市内で働く若手が職場や仕事の魅力を発信する特設サイト「能美市ゲンバ・ヒーローズ」を新たに開設したほか、企業が実施するインターンシップへの支援など、市内への就職を促進しているところであります。

また、商店などの店舗の魅力を向上するための改装やキャッシュレス化等の支援をはじめ、生産性向上特別措置法に基づく企業の計画認定による設備投資支援など、引き続き中小企業対策にも力を入れ、引き続き中小企業・小規模事業者のお声をお聞きしながら、必要な施策を講じていきたいと考えております。

伝統的工芸品の九谷焼については、若手後継者の市内への定着を図るとともに、創作風景をご覧いただく施設として、昨年4月、九谷陶芸村内に「九谷焼担い手職人支援工房」を開設いたしました。

加えて、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に呼応し、「誰一人取り残さないまちづくり」をテーマに、子供から高齢者まで、また外国人や障がいをお持ちの方も含めた皆様が安全、安心、快適に暮らしていけるまちづくりという課題に、SDGsの17の目標を関連させ、オール能美市で取り組んでいきたいと考えております。

能美市は、本年2月に市制施行15周年を迎えます。「したいこと、能美市だったら叶うかも」を市のキャッチコピーに掲げ、訪れたいなるまち、選ばれるまちを目指して、能美市ファンの輪を広げ、市の知名度向上や交流・関係人口の拡大につなげてまいります。

結びに、能美市商工会の皆様方へ、ますますのご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

強化月間優秀商工会
県下第1位受賞！

「商工貯蓄共済」表彰

第59回石川県商工会大会の席上にて、新規加入実績第1位を受賞しました。

これからも商工会では、経営環境の変化に備えるための補償の提供に努めます。定期的な補償の見直しが非常に大切です。今一度ご確認ください。



謹賀新年

副会長 理事

監事

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 谷口 | 伊野 | 辻野 | 南野 | 北野 | 池田 | 中村 | 清水 | 寺岡 | 北村 | 前多 | 清水 | 谷敷 | 山下 | 堀野 | 石川 | 廣田 | 津田 | 能登 | 山本 | 坂本 | 大橋 | 熊本 | 松本 | 喜多 | 伴多 | 小坂 | 松浦 | 山本 | 秋本 | 小坂 | 北出 | 山本 | 裕一 |
| 正彦 | 正満 | 美紀 | 美紀 | ゆかり | 裕介 | 成伸 | 廉太郎 | 勝昭夫 | 美智夫 | 壽幸 | 則徳 | 正人 | 広晃 | 光治 | 修三 | 正樹 | 孝司 | 淳一 | 勇真 | 典昌 | 善二 | 慶太郎 | 康宏 | 伊郎 | 友則 | 寛幸 | 弥幸 | 孝則 | 順孝 | 秀樹 | 正人 | 裕一 | |

工業部会

▼県外視察研修



工業部会は11月20日～21日に15名が参加し、東京都内で視察研修を実施しました。

まず、羽田では大田区が官民連携事業として行っている空港跡地整備事業の視察

を行い、次の日本航空安全啓発センターでは日本航空の安全啓発への取組みについて視察を行いました。

その後、浅草へ移動し、奥浅草観光協会の協力により奥

浅草の散策と浅草西の市の模様を見学し、商売繁盛、家内安全を祈願しました。当日は大変多くの参拝客で賑わっており、江戸情緒を感じる事ができました。



建設部会

▼県外視察研修

建設部会は、11月10日～11日にかけて22名で福岡県への視察研修を実施しました。

トヨタ自動車九州(株)では、世界最高水準(レクサス)の宮田工場を視察し、作業現場からのアイデアで効率化を図った工夫が随所に見られました。

また、TOTO(株)小倉第一工場では、衛生陶器の高付加価値品小ロット

商業部会

▼県外視察研修



製品やウオッシュレットの製造を行い、量産と均質の向上を目指し開発を進めていました。

福岡国際センターでの大相撲九州場所初日は熱気に包まれ、横綱白鵬関の巨体を間近に見ることができ大変有意義な視察となりました。

商業部会

▼県外視察研修

商業部会では、10月29日～30日にかけて福岡方面への幹事視察研修を実施しました。



博多港では、市の担当者による大型クルーズ船の乗入れ状況についての研修を行いました。

また、西新商店街では理事長より商店街の取組み状況の説明を受けました。

繊維部会

▼県外視察研修

繊維部会は11月11日～12日の日程で和歌山県方面への視察研修を行いました。

和歌山県和歌山市の(株)島精機製作所では、世界初のホールゲームと横編機など、実機や工場内部を視察しました。



また、大阪府泉佐野市の(株)スマイリーアースの視察

も行い、ウガンダ共和国北部産のオーガニックコットンを使った製品づくりには、同じ中小企業者として繊維部会員も感銘を受けるところが多くありました。

視察を通して、会員同士の親睦も深まり、非常に有意義な研修となりました。

サービズ部会

▼県外視察研修

サービズ部会では、10月28日～29日にかけて東京方面での幹事視察研修を実施しました。

研修では、東京ビッグサイトで開催された東京モーターショーの視察を行った他、新しくなった豊洲市場や、建設中の新国立競技場の見学を行いました。

また、夜には東京の街中をオープンバスで走る「はとバスツアー」にも参加し、たいへん有意義な視察研修となりました。



まちづくり委員会

▼県外視察研修

まちづくり委員会では、10月24日～25日にかけて埼玉県さきたま古墳群、群馬県保渡田古墳群など関東方面の古墳群の視察研修を実施しました。

現地では、係員の方から博物館内の展示物についての説明を受け、また実際の古墳の見学も行いました。

その他にも江戸時代の風情が残る川越の街並みの散策や、世界遺産にも登録された富岡製糸場の視察見学も行い、たいへん有意義な視察となりました。



時局講演会

▼時局講演会開催

時局講演会は、12月7日(土)に辰口福祉会館の交流ホールにNHK大相撲解説者の舞の海秀平氏をお迎えし「可能性への挑戦〜舞の海が語る大相撲の裏話」と題して、盛大に開催されました。

参加人数は約500名で、当時、内定が決まっていた高校教師の職を捨て周囲の反対を押し切り大相撲入りを決意されたことや、新弟子審査基準に足りなかったことから、頭にシリコンを入れて新弟子検査に合格したことなど、夢に向かって決して諦めなかったことを熱くお話し頂きました。



消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。



令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則^(注)として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

(注) 中小事業者の特例については、左面(P5)の「中小事業者の税額計算の特例」をご参照ください。

帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年10月1日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

税率区分

適用時期 区分	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」といいます。)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

帳簿(経費)

2019年		内容	金額
月	日		
8	XX	水道光熱費 (〇市)	△,△△△
⋮	⋮	⋮	⋮
11	XX	会議費※ (〇酒店、お茶代)	□,□□□
		会議費 (〇酒店、文具代)	○,○○○
11	XX	接待交際費※ (〇屋、お菓子代)	□,□□□
⋮	⋮	⋮	⋮
2019年合計			○○○,○○○

(旧税率対象) 旧8%対象 ▲▲▲▲▲▲
8%対象 ■■■■■■
10%対象 ●●●●●●
※軽減税率対象品目

消費税確定申告書を作成する際、旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります！

消費税申告書 付表2-2 (令和元年9月30日までの取引分)

	6.3%分	旧税率分小計
課税仕入れに係る支払対価の額	▲▲▲▲▲▲	◇◇◇◇◇◇

消費税申告書 付表2-1 (令和元年10月1日からの取引分)

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■●●●●●	●●●●●●	○○○,○○○

(注) 1 帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

<令和元年10月>国税庁

消費税確定申告書付表の作成



決算書類（青色申告決算書等）に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、**決算書類からは消費税確定申告書の作成ができません。**

このため、課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「課税取引金額計算表（事業所得用）」（以下「計算表」といいます。）等の様式を用いて整理しておくとう便利です。

（注）個人事業者の方については、この計算表のほか、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

なお、「課税取引金額計算表（事業所得用）」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。

課税取引金額計算表

（令和 年分）

（事業所得用）

科 目	決 算 額 A	Aのうち課税 取引にならない もの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前(※2)			R1.10.1以後(※2)	
				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F		
売上（収入）金額 （雑収入を含む）	① 円	円	円	円	円	円	円	
期首商品棚卸高	②							
仕 入 金 額	③							
小 計	④							
期末商品棚卸高	⑤							
差 引 原 価	⑥							
差 引 金 額	⑦							
租 税 公 課	⑧							
荷 造 運 賃	⑨							
水 道 光 熱 費	⑩							
旅 費 交 通 費	⑪							

中小事業者の税額計算の特例

令和元年10月1日（軽減税率制度実施後）から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者^{（注）}については、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

計算の特例の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

免税事業者の方へ

免税事業者の方は、消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が消費税申告で仕入税額控除を行うために、区分記載請求書等を交付するなどの対応が必要になる場合があります。



令和2年分の所得税確定申告から

65万円の青色申告特別控除

の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

- ① 青色申告特別控除額が変わります。(現行 65万円⇒改正後 55万円)
- ② 基礎控除額が変わります。(現行 38万円⇒改正後 48万円)
- ③ 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

e-Taxによる申告(電子申告) 又は **電子帳簿保存** を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)が受けられます。

※ 以上の改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

改正前 (令和元年分申告まで)				改正後 (令和2年分申告以後)			
控除額			要件	控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)貸借対照表と損益計算書 を添付 (3)期限内申告	65 万円	48 万円	113 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + 【e-Taxによる 電子申告 又は 電子帳簿保存】
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳	55 万円	48 万円	103 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
				10 万円	48 万円	58 万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

【改正前】

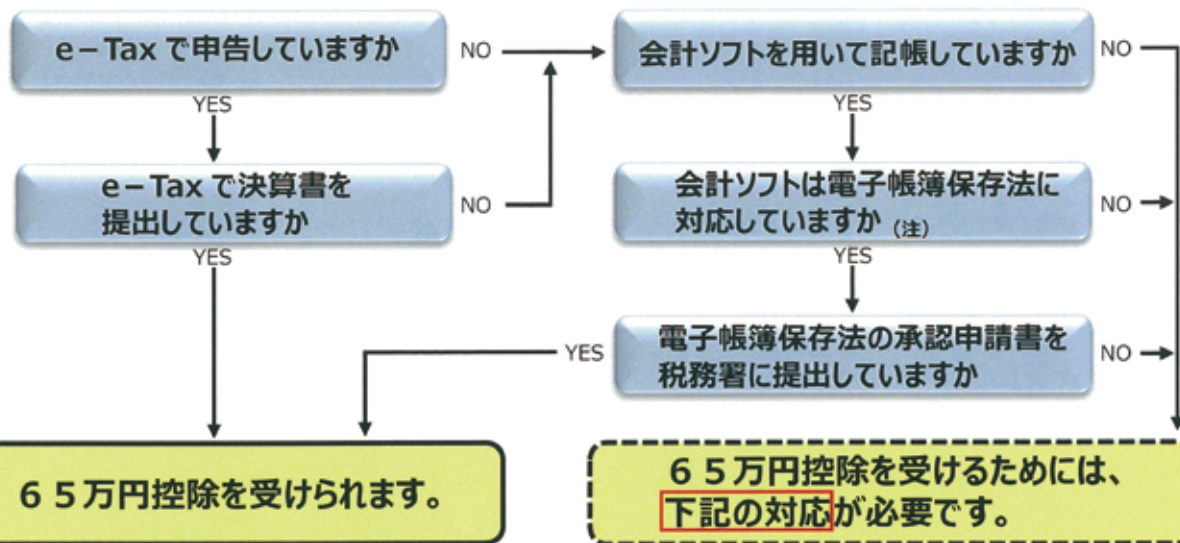
【変更点①②】

【変更点③】



- 10万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様となります。
- **令和2年分以降、65万円控除**を受けるための要件の詳細は、左面(P7)をご覧ください。 元.10

65万円控除を受けるためには・・・



以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① e-Tax を利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。
- ② 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する。

(注) 電子帳簿保存法の対応要件は、国税庁ホームページ「電子帳簿保存法関係」をご確認ください。

① e-Tax による申告

- e-Tax とは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続を行えるシステムです。
- 令和2年分から、65万円控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを提出（送信）する必要があります。**
なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で提出（送信）することもできます。
- ※ 1 ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。
- ※ 2 **税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Tax で送信することはできないため、65万円控除を受けられません。**
- ※ 3 平均課税の適用を受ける方については、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」のデータ提出が必要になります。

② 電子帳簿保存について

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのまま保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、**帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。**
- ※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- 令和2年分の所得税確定申告から、65万円控除を受けるためには、その年中の事業に係る**仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

令和2年分に限っては、

令和2年9月29日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円控除を受けることができます。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）」でご確認ください。

